

許 可 証

指令第50号

住 所 名古屋市港区藤前 1-607

氏 名 名古屋コンテナ株式会社
代表取締役 古賀 和夫

令和4年8月26日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
次によりこれを許可する。

令和 4 年 9 月 7 日

半田市長 久 世 孝 宏



業 務 の 区 別	一般廃棄物処理業（収集・運搬）【荷下ろしに限る】
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ）
業 務 の 区 域	半田市内 【(株)ビオクラシックス半田（バイオぐるファクトリーHANDA）内】
許 可 期 間	令和4年9月7日から令和6年3月31日まで
許 可 の 条 件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例等の関係法令を 遵守すること。 2. 申請書に記載されている事項に相違しないこと。 3. その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。